

# 石川県公報

令和7年12月26日（金曜日）

号外

(第 87 号)

田 次

**規則**

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
(長寿社会課) 1

**教育委員会**

○石川県立学校処務規程の一部改正

1

規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

石川県知事 駒井 浩吉

**石川県規則第四十号**

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年石川県規則第七号）  
の一部を次のように改正する。

第八条第六号ただし書中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会****石川県教育委員会訓令第10号**

県立学校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

石川県教育委員会

第31条第1項中「押印しなければ」や「押印し、又は教育長が定める情報システムを使用する方法若しくはこれに準ずる方法により押印に相当する記録をしなければ」に改める。

第32条第1項中「願届書」の下に「又は前条第一項に規定する方法」を加える。

## 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

